

まちの駅「旭座」イベント情報

※ 5 月予定の主なものをお知らせします

ゴールデンワイフ
G W 感謝祭 (※は屋外広場)
カウンターマジック
COUNTERMEASURE 初来日コンサート

▶とき 5 月 3 日(木) 15 時～

▶料金 前売 2,000 円、当日 2,500 円

大道芸 & マジックショー

▶とき 5 月 4 日(金) ① 11 時～② 16 時～

ジャグラーピット ジャグリングショー※

▶とき 5 月 4 日(金) ① 12 時～② 15 時～

鳥浜愛宕太鼓

▶とき 5 月 4 日(金) 13 時～
しんぶりゆうぎんぶどう
真舞流吟舞道会

▶とき 5 月 4 日(金) 14 時～
やまもと
山本さと子 歌と音楽で遊ぼう♪

▶とき 5 月 5 日(土) 10 時 30 分～
やまもと
山本さと子・林久美子 歌謡ショー

▶とき 5 月 5 日(土) 13 時 30 分～
第 1 回おばまタウンミーティング
「小浜の魅力 再発見！」

▶とき 5 月 5 日(土) 15 時～

ドローン体験※

▶とき 5 月 3 日(木)～5 日(土) ① 10 時～② 14 時～ ※ 4 日は①のみ

はぴりゅうふわふわ・ミニ北陸新幹線に乗ろう※

▶とき 5 月 3 日(木)～5 日(土) 10 時～16 時

キッチンカー大集合※

▶とき 5 月 3 日(木)～5 日(土) ⑧まちの駅 ☎ 52・2000

■ 旨いもんすごろく in 小浜

▶とき 5 月 20 日(日) 9 時 30 分～受付

▶定員 先着 300 人 (4 歳以上)

▶料金 中学生以上 300 円、小学生以下 100 円
⑧小浜商工会議所 ☎ 52・1040



工業統計調査を実施

市民協働課 ☎ 64・6009

本調査は、国の工業実態を明らかにすることを目的とした、統計法に基づく重要な統計です。調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。統計調査員が伺いますので、協力をお願いします。

▼対象 従業者 4 人以上の全ての製造事業所

小浜市住まい支援事業

都市整備課 ☎ 64・6073

①多世帯同居支援型

▼対象 多世帯同居を行う住宅の所有者

▼補助額 対象費用の 2 分の 1 (上限 80 万円)

▼対象 新たに直系親族と同居する人

▼補助額 対象費用の 2 分の 1 (新築住宅建設・購入 Ⅱ 上限 30 万円、中古住宅購入 Ⅱ 上限 50 万円)

③子育て世帯・移住者支援型

▼対象 空き家の購入もしくは改修を行う子育て世帯または移住者

▼補助額 対象費用の 3 分の 1 (上限 50 万円)

▼申し込み 5 月 1 日(火)からの先着順 (予算の範囲内で受付)

※条件など詳しくは、都市整備課まで問い合わせてください

木造住宅の耐震診断と耐震改修工事を支援

都市整備課 ☎ 64・6073

①耐震診断・補強プラン (一般診断法) 個人負担 1 万円

②耐震診断・補強プラン (伝統耐震診断法) 個人負担 2 万 3 千 7 百 6 0 円

③耐震改修助成 (全体改修) 補助限度額 80 万円

④耐震改修助成 (部分改修) 補助限度額 30 万円

▼対象 昭和 56 年 5 月以前に建てられた地上 3 階以下の木造住宅



▼申し込み 5 月 1 日(火)からの先着順 (予算の範囲内で受付)

老朽空家等の解体に補助金助成

都市整備課 ☎ 64・6073

市民の安全かつ安心な生活環境の確保および地域の住環境の向上を図るため、老朽空家等を解体または撤去する人へ、予算の範囲内で費用の一部を助成します。

※対象になるためには、一定の条件があります。詳しくは、都市整備課まで問い合わせください

くらしの情報



小浜市役所
〒 917-8585 小浜市大手町 6-3
☎ 0770-53-1111 (代)
FAX 0770-53-0742 (代)
HP <http://www1.city.obama.fukui.jp/>

イベント



つきイチ「バラエティー」

文化会館 ☎ 53・9700

▼とき 5 月 23 日(水) 12 時 20 分～13 時

▼ところ 庁舎市民ホール (大手町)

▼内容 オカリナ仲間とギターの合奏

▼料金 無料



開園 5 周年 薬草に親しむ会

杉田玄白記念公立小浜病院 ☎ 52・0990

公立小浜病院の中川淳庵顕彰薬草園では、薬草解説を中心に「薬草に親しむ会」を開催します。

▼とき 5 月 26 日(土) 14 時～

▼ところ 公立小浜病院 (大手町)

中川淳庵顕彰薬草園

後瀬山城跡探索会

文化課

▼とき 5 月 2 日(水) 13 時に本境寺 (竜田) に集合

▼内容 後瀬山愛宕神社鳥居口から登山して、後瀬山城跡を探索

▼定員 10 人程度

▼料金 無料

▼申し込み 谷川公延さん ☎ 090・3297・0448

※当日は、山歩きにふさわしい服装で参加してください。雨天中止

中井亮一・男声合唱団フロッグス Special コンサート

文化会館 ☎ 53・9700

▼とき 5 月 27 日(日) 14 時～

▼ところ 文化会館 (大手町)

▼出演 中井亮一さん (声楽家)、男声合唱団フロッグス

▼内容 1 部 Ⅱ 合唱「空とぶうさぎ」、2 部 Ⅱ 小浜第九のソリスト 中井亮一コンサート、3 部 Ⅱ ふるさとをテーマにした合唱

▼料金 一般 1000 円、学生 500 円



お知らせ



食品サンプル作り体験

商工観光課

若狭工房では、新しく「食品サンプル作り体験」を始めました。

▼ところ 若狭工房 (食文化館 2 階・川崎三丁目)

▼対象 6 歳以上 (小学生は保護者同伴)

▼内容 A コース Ⅱ 天ぷら 3 品、レタス 1 個 Ⅱ 1600 円、B コース Ⅱ 天ぷら 1 品、レタス 1 個 Ⅱ 1000 円、C コース Ⅱ 天ぷら 2 品、レタス 1 個 Ⅱ 1400 円

▼所要時間 一人当たり約 20 分

※平日は前日予約のみ体験可

※問い合わせは、若狭工房 ☎ 53・1034

乾燥肥料の無料配布

衛生管理所 ☎ 52・1522

し尿を処理した後にできる「乾燥肥料」を無料配布します。1 人 30 袋までで、なくなりしだい終了します。

▼とき 5 月 13 日(日) 8 時 30 分～12 時

▼ところ 衛生管理所 (荒木)

※開封後は早めに散布し、必ず覆土してください。野外保管の際は必ずシートなどで覆ってください

市立図書館 今月のイベント

しりつとしょうかん おはなしかい

とき 5 月 12 日(土)

① 10 時 30 分～

② 11 時～

内容 ① 0～2 歳向け

② 3 歳以上向け



おはなしとおりがみをたのしもう!

とき 5 月 19 日(土) 11 時～

おばま児童文学会「風夢」のおはなし会

とき 5 月 26 日(土) 11 時～

■問い合わせ
市立図書館 (白鬚) ☎ 52・1042

平成 29 年度まで
5,000 円



平成 30 年度以降
5,800 円

小型特殊自動車の税額変更

税務課 ☎ 64・6004

税制改正により、平成 30 年度から農耕作業用以外の小型特殊自動車 (フォークリフトなど) の税額が引き上げられます。



クリーンアップふくい大作戦

環境衛生課 ☎ 64・6016

市内全域で「クリーンアップふくい大作戦」を実施します。当日は、不法投棄のごみ、草刈りで刈った草木、側溝汚泥（ヘドロのみ）などを受け入れます。

▼とき 6月3日⑧8時30分～12時

▼ところ 燃やすごみ・クリーンセンター（谷田部）、不燃ごみ・リサイクルプラザ（深谷）

※雨天の場合も受け入れは実施

※家庭や事業所からのごみは受け入れできません



グリーンカーテン講習会

環境衛生課 ☎ 64・6016

▼とき 5月26日①、6月2日①
いずれも10時～、13時～

▼ところ 市庁舎前（大手町）

▼定員 各先着10人

▼料金 無料

▼準備物 軍手、スコップ、汚れてもよい服装

※参加者にはグリーンカーテンセット（苗3本、プランター・土・肥料を各1個分）を無料提供します

※初めて参加する人を優先します

※申し込みは環境衛生課まで



スポーツ



春の一緒に登りませんか

生涯学習スポーツ課

小浜山の会では、登山の参加者を募集しています。

▼とき 5月20日⑧8時30分に葛川坊村駐車場（滋賀県大津市）に集合

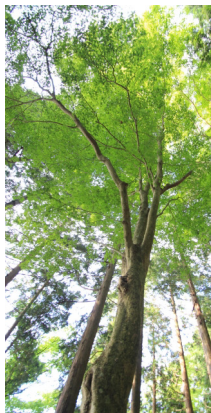
▼ところ 鎌倉山（大津市・950m）

▼対象 小学生以上

▼定員 先着40人

▼参加費 500円

▼申し込み 5月16日⑥までにボランティア・市民活動交流センター ☎ 52・7837まで



認知症予防のための体操教室

地域包括支援センター ☎ 64・6015

市では、認知機能アップに効果があると言われる運動プログラムを取り入れた「脳とからだの体操教室」を開催します。

▼とき 5月16日⑥～8月8日⑥までの毎週水曜日 全12回
いずれも9時30分～11時30分

▼ところ 健康管理センター（南川町）

▼対象 もの忘れを感じている65歳以上の市民

▼定員 先着25人

▼料金 200円/回

▼申込期限 5月9日⑥

家族介護者交流事業

高齢・障がい者元氣支援課 ☎ 64・6014

市では、介護に関する悩みを共有し、相談や情報交換を行う交流事業の参加者を募集します。

▼対象 在宅で要介護1～5の高齢者を常時介護している介護者、以前在宅で要介護1～5の高齢者を介護していた経験のある高齢者

▼申し込み 高齢・障がい者元氣支援課に申込書（同課に設置）を提出

▼申請期限 5月9日⑥

※年4回実施。一部負担有。日時、開催場所については申込者に通知

募集



学校給食調理員（非常勤）

教育総務課 ☎ 64・6032

▼職務 給食調理（給食のない日は校務）

▼募集 若干名

▼雇用期間 6月1日～平成31年3月31日

▼勤務時間 週5日（週31時間15分）

▼勤務先 市内小中学校

▼報酬 月額13万3900円

▼選考方法 面接

▼申込期限 5月16日⑥

▼申込方法 ハローワークおばまか教育総務課に設置の申込書を提出

▼とき 7月1日～平成31年6月30日までの1年間

▼内容 河川の状況報告（月1回）など

▼資格 20歳以上で北川・遠敷川からおおむね5km以内に住んでいる人。または通勤、通学などでそれに準ずる環境にある人

▼報酬 月額45800円（予定）

▼申込期限 6月1日⑤



河川愛護モニター

福井河川国道事務所 ☎ 0776・35・2661

健康・福祉

後期高齢者医療制度加入者の個別検診（無料）

健康管理センター ☎ 52・2222

▼とき 5月1日④から

▼内容 基本健診、がん検診（肺・胃・大腸・子宮頸・乳）

▼受診方法 健康管理センターが発行する受診券を持って、指定の医療機関で受診

いきいき健診（生活習慣病検診）

健康管理センター ☎ 52・2222

▼とき 5月21日①、30日⑥、6月5日④、12日④

※5月は40～74歳までの国民健康保険加入者が対象

▼ところ 健康管理センター（南川町）

※6月12日は中名田公民館（下田）

▼内容 特定（基本）健診、がん検診（肺・胃・大腸・子宮頸・乳・前立腺）、C・B型肝炎ウイルス検査、骨検診

※5月21日と6月12日は胃がん検診なし。5月30日と6月12日は子宮頸・乳がん検診なし

▼申込期限 検診日の10日前（定員有）

※特定健診は加入の健康保険者が発行した受診券が必要

平成 30 年から配偶者控除と配偶者特別控除が改正されました

■問い合わせ 税務課 ☎ 64・6004

住民税の配偶者控除・配偶者特別控除の一覧表

		納税者本人の合計所得金額		
		900 万円以下	950 万円以下	1,000 万円以下
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	老人控除対象配偶者	38 万円	26 万円	13 万円
配偶者特別控除	～ 90 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	～ 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	～ 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	～ 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	～ 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	～ 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	～ 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	～ 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

※配偶者の合計所得金額が 38 万円を超える場合は配偶者特別控除になります

※所得税の控除額については、国税庁の公式ホームページを確認するか、最寄りの税務署に尋ねてください

■後期高齢者医療制度のお知らせ

4月1日から保険料率が見直され、保険料の軽減制度も変わります

■保険料の計算方法

保険料は、個人ごとに算定し、定額の「均等割」と所得に応じて計算される「所得割」の合計です。所得の少ない人は、世帯や個人の所得水準に合わせて保険料が軽減されます。

1年間の保険料
(限度額 62万円※1)

=

所得割 (所得に応じた負担)
賦課のもととなる所得×8.1%※2
所得に応じた軽減があります

+

均等割 (定額負担)
45,000円※3
所得に応じた軽減があります
(9割、8.5割、5割、2割軽減の4区分)

※賦課のもととなる所得とは、総所得から基礎控除 33 万円を引いたものです
※平成 29 年度は (※ 1) 57 万円 (※ 2) 7.9% (※ 3) 43,700 円

■保険料の軽減措置と平成 30 年度変更点

1 所得割額の軽減

対象者 賦課のもととなる所得が 58 万円以下 (年金収入が 211 万円以下) の人

軽減割合 平成 29 年度まで 2 割軽減
平成 30 年度から 軽減なしに変更

2 低所得者に対する均等割額の軽減

経済動向等を踏まえ、世帯の総所得に応じた区分ごとの軽減基準額が変更されます。

区分	軽減割合	世帯(被保険者と世帯主)の 合計所得金額	変更点	均等割額 (年額)
1	9 割	33 万円以下の世帯のうち、被保険者全員が年金収入 80 万円以下 (その他所得なし)	変更なし	4,500 円
2	8.5 割	33 万円以下	変更なし	6,700 円
3	5 割	軽減基準額 (33 万円 + 27.5 万円 × 世帯の被保険者数) 以下	軽減基準額が被保険者 1 人あたり 0.5 万円上がり、27 万円から 27.5 万円になります	22,500 円
4	2 割	軽減基準額 (33 万円 + 50 万円 × 世帯の被保険者数) 以下	軽減基準額が被保険者 1 人あたり 1 万円上がり、49 万円から 50 万円になります	36,000 円

※世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合も、世帯主の総所得金額は軽減判定の対象になります
※ 65 歳以上の人の公的年金所得は、公的年金の収入額から公的年金控除と高齢者特別控除 15 万円を差し引いて軽減判定します

3 被用者保険の被扶養者だった人の軽減

全国健康保険協会 (協会けんぽ) や健康保険組合、共済組合等に加入している人の扶養家族だった人の保険料は、公平負担の観点から、均等割額の軽減割合が変更されます。

時期	所得割額	均等割額
平成 29 年度まで	かかりません	7 割軽減
平成 30 年度から		5 割軽減に変更 (注)

(注) ただし、世帯の総所得金額が 2 の表の区分 1 または 2 に該当する人は、均等割額は 9 割または 8.5 割軽減されます

■保険料の納め方

保険料は、原則、年金から天引きされます。本制度の被保険者になると、約半年から 1 年後に年金天引きに切り替わります (ただし、条件により切り替わらない人もいます)。年金天引きに切り替わるまでは、市から送付する納付書で納めることになります。事前に口座振替の手続きをすると、納め忘れがなくなり便利です。口座振替を希望する人は、市内金融機関に直接申し込んでください。

小浜のまちに笑顔を広げる
民生委員・児童委員の日
活動強化週間

■問い合わせ 市民福祉課 ☎ 64・6011

5 月 12 日は「民生委員・児童委員の日」です。小浜市では民生委員協議会連合会所属の 100 人がそれぞれの地域で活動しており、活動強化週間には、さまざまな PR 活動などを展開します。

■活動強化週間 5 月 12 日(土)～18 日(金)

【小浜市民生委員協議会連合会】

▶活動内容 民生委員・児童委員は、定められた担当区域でサロンの運営や家庭訪問、見守り、相談支援活動を行っています

▶人数 民生・児童委員 91 人、主任児童委員 9 人

※生活するうえで困ったことがあるときは、担当区域の民生委員・児童委員に気軽に相談してください。守秘義務により、秘密は固く守ります

毎年申請が必要です
軽自動車税減免申請

■問い合わせ 税務課 ☎ 内線 64・6004

▶対象 ①障がい者 (身体、知的、精神) が使う軽自動車、②障がい者と生計を共にする家族が、障がい者のために使う軽自動車 (要通院証明書)

▶持ち物 ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか、②運転免許証、③車検証、④印鑑、⑤通院等証明書 (家族が運転する場合)

▶申請期限 5 月 31 日(土)

※障がいの等級や車の名義によっては減免を受けられないことがあります
※自動車税 (普通自動車) の減免や福祉タクシー・リフトタクシーと重ねては受けられません

迷惑電話防止装置の

無料モニターを募集します

■問い合わせ 消費生活相談室 ☎ 64・6007

市では、悪質な電話勧誘や振り込め詐欺などを防止するための装置を無料で貸し出します。

▶対象 次の条件をすべて満たす人

- ①市に住民登録のあるおむね 65 歳以上の人
- ②電話会社が提供する発信番号表示サービスを利用またはモニター開始までに加入できる人
- ③アンケート調査に回答できる人

▶装置 現在使用中の固定電話に取り付けて利用するタイプ

▶募集人数 先着 20 人 (1 世帯 1 人まで)

▶募集開始 5 月 1 日(土)～

▶モニター期間 6 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

※市が貸し出している緊急通報装置との併用はできません

安心して電話に出られます

健康食品や投資など勧誘の電話が頻繁にかかってきて迷惑していました。中には、一日に何回もかけてくる業者もいて、怖い思いをしたこともあります。

以前は、電話番号を 1 件 1 件確認して電話に出なければなりませんでした。この装置を設置してからは、そのような電話がほとんどかかってくるなくなり、安心して電話に出ることができるようになりました。

平成 29 年度
モニターの
「声」



おた 祥子さん
(75 歳・今宮)

迷惑電話番号拒否のイメージ



■改定後の税率・額

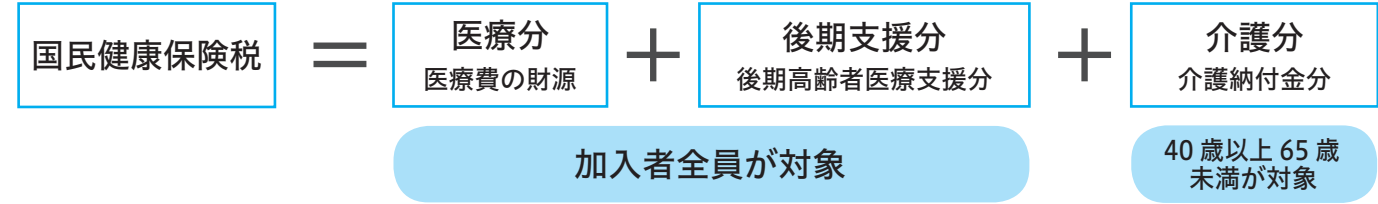
区分			平成 29 年度	平成 30 年度	増減
全被保険者	医療分 賦課限度額 58 万円 ※平成 29 年度 54 万円	所得割	5.90%	4.86%	▲ 1.04%
		資産割	22.80%	16.67%	▲ 6.13%
		均等割	26,000 円	24,100 円	▲ 1,900 円
		平等割	23,500 円	17,400 円	▲ 6,100 円
	後期支援分 賦課限度額 19 万円	所得割	1.60%	1.85%	0.25%
		資産割	7.20%	6.30%	▲ 0.90%
		均等割	7,000 円	9,100 円	2,100 円
		平等割	5,500 円	6,500 円	1,000 円
40 歳以上 65 歳未満	介護分 賦課限度額 16 万円	所得割	0.73%	1.87%	1.14%
		資産割	5.00%	8.13%	3.13%
		均等割	7,200 円	11,800 円	4,600 円
		平等割	4,600 円	5,300 円	700 円
合計 賦課限度額 93 万円 ※平成 29 年度 89 万円		所得割	8.23%	8.58%	0.35%
		資産割	35.00%	31.10%	▲ 3.90%
		均等割	40,200 円	45,000 円	4,800 円
		平等割	33,600 円	29,200 円	▲ 4,400 円

平成 30 年度から
国民健康保険税の税率・額
を改定します

平成 30 年度から、県が国民健康保険の運営に加わることに伴い、国保税の税率・額を改定することになりました。

■問い合わせ 税務課 ☎ 64・6004

■国民健康保険税の内訳



保険税の税額は被保険者に対して、右の①～④の合計で算出しています。
「医療分」、「後期支援分」、「介護分」について、それぞれ算出した額を合計したものが年間の保険税額です。

①所得割：前年の所得に応じて算出
②資産割：土地・家屋の固定資産税額に応じて算出
③均等割：加入者一人につき定額
④平等割：一世帯につき定額

改定の考え方

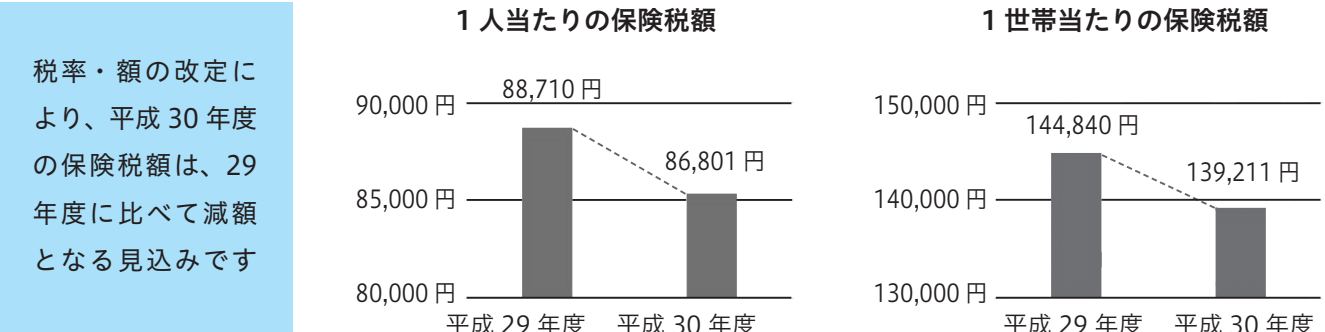
県の運営方針

市の改定方針

将来的に県内の保険税水準の統一を目指す
標準的な保険税算定方式を現行の 4 方式(所得割、資産割、均等割、平等割)から資産割を廃止した 3 方式として、段階的に移行

県が示す標準保険税率に合わせた改定とし、資産割の税率を段階的に縮小しながら 3 方式へ移行 (2 年に 1 回、改定予定)

※今まで県内の全市町が 4 方式を採用していましたが、平成 30 年度の制度改正に伴い、大多数の市町が 3 方式への移行を反映した改定を実施予定



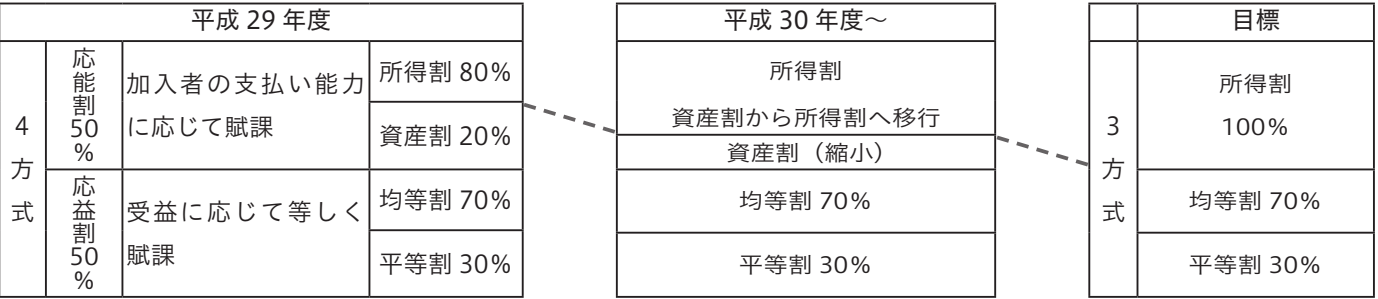
世帯例	税額		1 人当たりの 増減額	1 世帯当たりの 増減額
	改正前	改正後		
夫婦（30 歳代）と子ども 1 人の 3 人世帯 夫：所得 120 万円 妻：所得 0 円 子：小学生 固定資産税：0 円	167,600 円	157,100 円	▲ 3,500 円	▲ 10,500 円
夫婦（40 歳代）と子ども 2 人の 4 人世帯 夫：所得 200 万円 妻：所得 0 円 子：中学生・小学生 固定資産税：0 円	281,300 円	291,700 円	2,600 円	10,400 円
夫婦（70 歳代）2 人世帯 夫：所得 90 万円（年金収入 210 万円） 妻：所得 0 円（年金収入 120 万円） 固定資産税：5 万円	133,700 円	121,900 円	▲ 5,900 円	▲ 11,800 円
単身世帯（70 歳代） 所得 30 万円（年金収入 150 万円） 固定資産税：0 円	18,500 円	17,000 円	▲ 1,500 円	▲ 1,500 円

資産割を廃止する理由は？

- ▶所得を生まない資産が多く、税の負担能力に応じておらず、低所得者の負担になっているからです
- ▶ほかの公的保険（後期高齢者医療保険、介護保険等）の算定にも設定されていません

今後の保険税は？

- ▶保険税負担が急激に変化しないように、段階的に資産割の割合を減らしていきます
- ▶市全体の保険税額は変わりませんが、資産割分を所得割分に移行していきます



保険税の軽減制度って何？

世帯の前年中の所得が一定基準額以下の場合は「均等割額」、「平等割額」が軽減されます。
平成 30 年度の地方税法改正により、軽減判定所得の基準が見直され、軽減対象となる範囲が拡大されます。

	平成 29 年度	平成 30 年度
軽減割合	基準となる所得金額（世帯主、被保険者の所得の合計）	
7 割	33 万円以下	33 万円以下
5 割	33 万円 + （27 万円 × 加入者数）以下	33 万円 + （27.5 万円 × 加入者数）以下
2 割	33 万円 + （49 万円 × 加入者数）以下	33 万円 + （50 万円 × 加入者数）以下